

熊本市電子納品運用ガイドライン(案) (土木編) 修正概要

項	旧	新
1.1.3	下記電子納品対象外条件一覧表に示す条件を満たす場合、協議の上電子納品対象外工事とする。	下記電子納品対象外条件一覧表に示す条件を満たす場合、 協議の上 電子納品対象外工事とする。
1.1.4	展開計画(土木D, 舗装C) 平成29年度から本格運用	展開計画(土木D, 舗装C) 平成29年度は試行運用 平成30年度から本格運用
1.2.13	ISO9660 フォーマット(レベル1)を標準とする。	ISO9660 フォーマット(Joliet)を標準とする。
1.6	測量業務成果品の電子納品に係わる費用については、現行の諸経費率で対応する。また、地質調査業務及び設計業務等成果品の電子納品に係わる費用については、現行の「印刷製本費」を「電子納品成果品作成費」の積算とする。	測量業務 成果品の電子納品に係わる費用については、現行の諸経費率で対応する。 また、地質調査業務及び設計業務等成果品の電子納品に係わる費用については、 現行の「印刷製本費」 を「電子納品成果品作成費」の積算とする。